

特定子ども・子育て支援施設等の確認について

(預かり保育事業※向け)

※一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を含む

1 子育てのための施設等利用給付の制度

幼稚園・認定こども園が実施する預かり保育事業※の利用者（保護者）への無償化制度として、令和元年10月から、**子育てのための施設等利用給付**の制度が創設されました。この制度による給付（**施設等利用費**）の対象事業となるためには、預かり保育事業が内閣府令で定める基準を満たしている**特定子ども・子育て支援施設等**であるという旨の確認を、事業の所在地の市町村から受ける必要があります。この確認を受けた特定子ども・子育て支援施設等の利用者（保護者）に対して、居住地の市町村から施設等利用費が支給されます。

※「預かり保育事業」には、子ども・子育て支援新制度の幼稚園・認定こども園で実施する一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を含みます。

2 特定子ども・子育て支援施設等の確認申請

特定子ども・子育て支援施設等の確認は、預かり保育事業の所在地の市町村が行います。吹田市内の事業については、吹田市へ**確認申請**を行う必要があります。確認にあたっては、子ども・子育て支援法に基づき、申請のあった預かり保育事業が、対象事業に求める基準（次項[3]参照）を満たしていることを審査するとともに、必要に応じて調査等を行います。

※認定こども園・保育所等で実施する一時預かり事業（一般型）に関する確認申請については、別様式になります。別途「一時預かり事業向け」パンフレットをご覧ください。

チェック

確認申請が遅れますと、利用者（保護者）が施設等利用費を受けることができません。確認は遡ることができませんので、事業開始までに遅滞なく申請を行っていただきますようお願いします。

3 対象事業に求める基準

1. 教育・保育等の質の基準

子ども・子育て支援法施行規則（平成26年政令第213号）で定める下記の基準を満たす必要があります。

① 職員の配置基準

（預かり保育園児数：処遇を行う職員数）が、3歳児は（20：1）、4・5歳児は（30：1）を満たすこと。

② 職員要件

- i) 配置基準上必要になる担当職員の1／3以上が保育士、幼稚園教諭免許状所有者であること。
- ii) 担当職員が、預かり保育事業に従事している間は、専ら当該事業に従事すること。

③ 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に準じた教育内容が実施されていること。

④ 食事の提供を行う場合は、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。

2. 運営に関する事項

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成24年法律第65号）に規定する下記の内容が記載されている文書等が整備されている必要があります。

① 教育・保育等の提供の記録 ② 利用料や実費の徴収可能費目及び手続 ③ 領収証等（施設等利用費の対象経費と対象外経費が区別されているもの）の交付 ④ 秘密保持 ⑤ 諸記録の整備

チェック

施設等利用費の対象経費は**保育料**です。食事代やおやつ代、教材代、送迎費用などは対象外経費です。対象外経費が利用料に含まれている場合は、確認申請時に対象経費と対象外経費を区別して届け出てください。また、特定子ども・子育て支援提供証明書及び領収証についても対象経費と対象外経費を区別したものを交付してください。

チェック

預かり保育事業の確認申請の際に、幼稚園・認定こども園での預かり保育事業の実施状況を確認します。幼稚園・認定こども園が預かり保育事業を実施していない場合、または実施しているが下記ア・イの基準いずれかまたは両方を満たしていない場合、認可外保育施設等の利用料も施設等利用費の対象となります。

ア 教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間以上

特定の曜日（毎週水曜日等）において定期的に教育時間を含めた預かり保育の時間が8時間を下回り、その他の曜日における預かり保育事業の時間が8時間を超える場合は、この要件を満たしていないことになります。一方、平日すべての曜日で8時間以上の預かり保育を行っており、長期休業中（夏休み等）のみ預かり保育の提供時間が8時間を下回る場合は、この要件を満たしていることになります。

イ 年間（平日・長期休業中・休日の合計）実施日数200日以上

確認後、認可外保育施設等の利用料に対する施設等利用費の支給可否について、吹田市から各園へ通知します。またホームページでも掲載します。

認可外保育施設等を利用する保護者から、認可外保育施設等の利用料に関するお問い合わせがあればこの通知を元にご説明いただきますようお願いします。

4 確認申請に必要な書類

提出書類	添付書類
【様式0】特定子ども・子育て支援施設等 確認申請書	共通 <input type="checkbox"/> 定款又は寄付行為 <input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） <input type="checkbox"/> （別添1）役員の氏名、生年月日及び住所の一覧 <input type="checkbox"/> （別添2）法第58条10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面
【様式3】預かり保育事業確認用	認定こども園 <input type="checkbox"/> 認定こども園法第17条第1項の規定による認可または認定子ども園法第3条第1項もしくは第3項の規定による認定を受けたことを証する書類の写し
	幼稚園 <input type="checkbox"/> 学校教育法第4条第1項による認可を受けたことを証する書類の写し
	共通 <input type="checkbox"/> 料金表及び利用案内・パンフレット <input type="checkbox"/> （別添3）預かり保育事業に従事する担当職員の名簿（職員の氏名及び資格・研修修了の有無がわかるもの） <input type="checkbox"/> 施設の図面（預かり保育の実施場所を明示したもの）

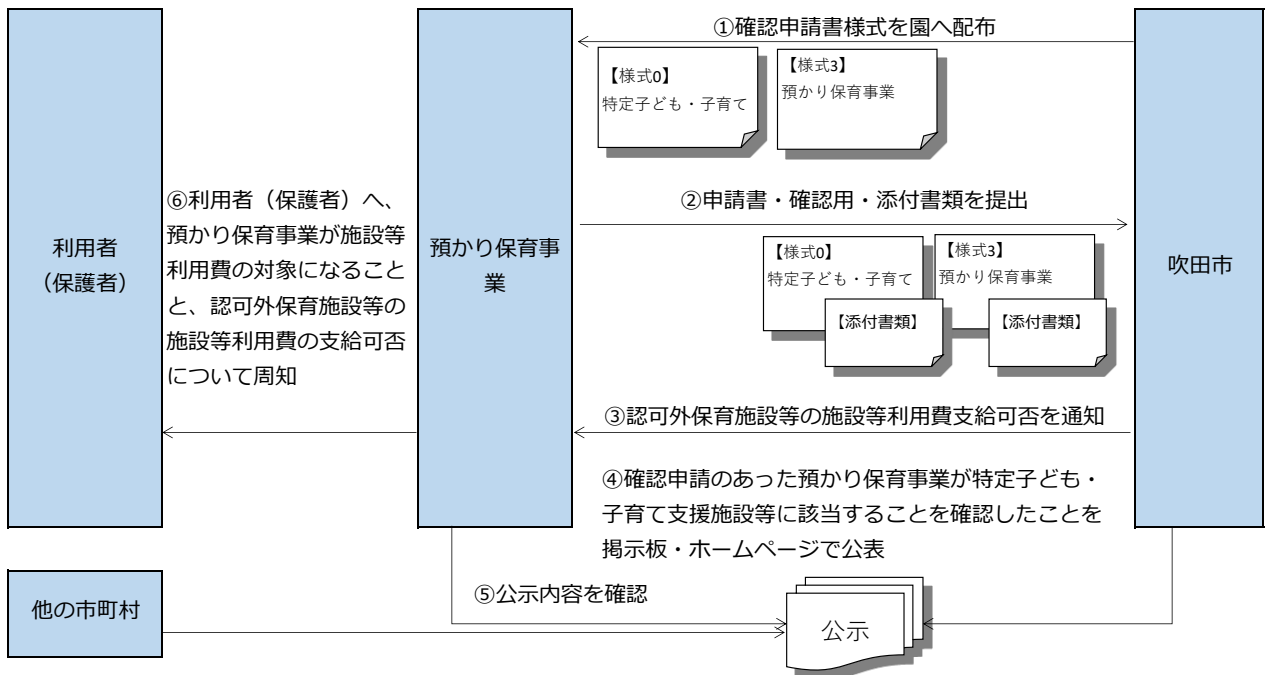
※ご提出いただいた【様式3】預かり保育事業確認用・添付書類は情報共有のため大阪府へ提出させていただくことがあります。

5 確認後の公示

基準を満たすことが確認できた施設については**公示**を行います。公示内容は、吹田市掲示板及びホームページに掲載します。各園へ個別には通知しませんのでご了承ください。

この公示は、全国の市町村において有効です。したがって、他の市町村に居住する子どもが吹田市内で確認を受けた預かり保育事業を利用する場合でも、改めて他の市町村へ確認の申請を行う必要はありません。

6 確認申請の流れ（当初申請分）



①確認申請書様式配布	②申請書類提出期限	③認可外保育施設等の施設等利用費支給可否を通知	④公示
随時	事業開始の1月前	確認申請後1月以内 (予定)	確認申請後1月以内 (予定)

7 確認後に事業内容に変更などがあった場合

確認後に事業内容に変更などがあった場合、変更届などが必要です。詳しくは、吹田市保育幼稚園室へお問い合わせください。

変更事由	提出書類・添付書類	提出時期
法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名等、役員の変更	【様式6】 特定子ども・子育て支援施設等確認変更届 <input type="checkbox"/> 寄附行為 <input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） <input type="checkbox"/> （別添1）役員の名簿、生年月日及び住所の一覧 <input type="checkbox"/> （別添2）法第58条10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面	変更日から10日以内

変更事由	提出書類・添付書類	提出時期
【様式6】のうち、法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名等、役員の変更 <u>以外</u> の変更	【様式6】 特定子ども・子育て支援施設等確認変更届	変更日から10日以内
預かり保育事業に関わる部分 ※事業所、運営、事業の実施時間・日数、利用料金などの変更	【様式6】 特定子ども・子育て支援施設等確認変更届 【様式3】 預かり保育事業確認用 <input type="checkbox"/> 認定こども園法第17条第1項の規定による認可または認定こども園法第3条第1項もしくは第3項の規定による認定を受けたことを証する書類の写し <input type="checkbox"/> 学校教育法第4条第1項による認可を受けたことを証する書類の写し <input type="checkbox"/> 料金表及び利用案内・パンフレット <input type="checkbox"/> (別添3) 預かり保育事業に従事する担当職員の名簿(職員の氏名及び資格・研修修了の有無がわかるもの) <input type="checkbox"/> 施設の図面(預かり保育の実施場所を明示したもの)	
預かり保育事業の廃止・休止 無償化の対象外施設への移行	【様式7】 特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届	廃止・休止、対象外事業への移行の3月以上前

8 預かり保育事業を実施していない園または確認を希望しない場合

幼稚園・認定こども園で預かり保育事業を実施していない場合、又は預かり保育事業を実施しているが確認を希望しない(施設等利用費の対象施設とならない)場合は、確認申請は不要です。ただし、幼稚園・認定こども園の在園児が認可外保育施設等を利用した場合に、認可外保育施設等の利用料が施設等利用費の支給対象となるかどうか、吹田市で決定する必要がありますので、確認申請を行わない園についても、預かり保育事業の実施状況に係る報告書をご提出いただきますようお願いいたします。

詳しくは、吹田市保育幼稚園室へお問い合わせください。

<お問合せ先>

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市児童部保育幼稚園室

経理・整備グループ 利用費担当

(吹田市役所 低層棟2階 217番窓口)

平日9:00~17:30(土・日・祝日は休み)

直通電話番号 06-6384-1592

FAX番号 06-6384-2105

メールアドレス hoiku_keiriseibi@city.suita.osaka.jp